

右の議案を提出する。  
債権の放棄について

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

債権の放棄について					左記のとおり債権を放棄する。
債権の概要					記
(一)	債務者	債権の名称	生活保護費返還金	江戸川区民	
(二)	(三)	(四)	(五)		
債務者	債権の額	債権発生日	債権発生理由	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）第六十三条	
（一）	二十九万五千二百八十五円	平成二十九年四月二十四日	裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和元年十月九日付けで債務者の免責許可の決定を行つたことにより、債権を回収する見込みがないため。	江戸川区民	
（二）	（三）	（四）	（五）		
（説明）					
本 案 を 提 出 い た し ま す。 。	債 権 を 回 収 す る 見 込 み が な い た め 、 区 の 権 利 を 放 棄 す る 必 要 が あ る の で 、 地 方				